

参 考 資 料

- 共済約款 P28～
- 一般社団法人茨城県PTA安全互助会見舞金規程 P39～

共済約款

(用語の定義)

第1条 この共済約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用 語	定 義
い	医学的他覚所見	理学的検査，神経学的検査，臨床検査，画像検査等により認められる異常所見をいいます。
き	危険な運動	通常P T A活動において行われる運動の想定とはかけ離れた危険をともなう運動をいいます。
	共 済 金	死亡共済金，後遺障害共済金，負傷共済金，手術共済金，疾病共済金及び入院共済金をいいます。
	共済期間	共済証書記載の共済期間をいいます。
	共済金額	共済証書記載の共済金額をいいます。
こ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって，被共済者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったもの又は身体の一部の欠損をいいます。
し	自動車等	自動車又は原動機付自転車をいいます。
ち	治 療	医師による治療をいいます。ただし，被共済者が医師である場合は，被共済者以外の医師による治療をいいます。
と	突 然 死	突然で予期されなかった病死をいいます。通常は，発症から24時間以内に死亡したものとしますが，意識不明等のまま発症から相当期間を経て死亡に至ったものも含みます。
に	入 院	治療が必要な場合において，自宅等での治療が困難なため，病院又は診療所に入り，常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
ひ	被共済者	次に掲げる共済証書記載の被共済者をいいます。 1 正会員及び準会員の構成員(構成員の依頼による代理出席者を含む。) 2 当会の役員及び事務局員並びに県P連等の関連団体の役員及び事務局員 3 会員の構成員がP T A活動に参加するため，やむなく同伴した子どもを守る110番の家に従事する者等の活動の指導者，支援者のうち，当会が承認する者 5 当会が承認したP T A関連団体の構成員
	P T A行事	P T Aが企画・立案し，主催又は共催する行事(主に茨城県内で実施されるもの)でP T A総会，運営委員会などP T A会則(注)に基づく手続を経て決定されたものをいいます。 (注)名称の如何を問いません。
	P T Aの管理下	P T Aの指揮，監督及び指導下をいいます。
ふ	部位症状別給付	負傷した身体の場合(部位)と状態(症状)により，事前に定められた一覧表に照らし給付額を決定することをいいます。

(共済約款の適用)

第2条 この共済約款の規定は，被共済者ごとに適用します。

(共済金を支払う場合)

第3条 当会は，被共済者が，共済期間中に，次に示すP T A活動中に被った傷害について，この共済約款の規定に従い共済金を支払います。

活動区分	活動内容
(1)単位P T A 主催(共催)	各単位P T Aの会長が招集又は委嘱した活動 ア 総会・役員会・運営委員会・専門委員会等の諸会合及びそれらの運営に関する業務への参加 イ 学習活動・スポーツレクリエーション活動・校外活動等の参加(授業参観・バレーボール大会及びその練習・キャンプ活動・交通安全指導・プール開放など、いずれも予め計画され、会長の承認を得ていることが必要。総合学習を含みます。) ウ 単位P T Aを代表して参加する各種会合(他団体・機関主催の場合) エ 単位P T A会長が、特に委嘱した活動への参加(他団体・機関との連絡・交渉業務など) ※ 前記(ア～エ)に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路の往復中も含む。
(2)地区P連 主催(共催)	地区P連会長が招集又は委嘱した活動。 ア 総会・役員会・理事会・専門委員会等の諸会合及びそれらの運営に関する業務への参加(事業計画打ち合わせ会等を含む。) イ 各種研修会・スポーツ大会等への参加 ウ 地区P連を代表して参加する各種会合(体育協会主催のソフトボール大会等にP T Aで組織したチームが参加する場合など) エ その他、地区P連会長が特に委嘱した活動への参加(他団体・機関との連絡・交渉業務など) ※ 前記(ア～エ)に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路の往復中も含む。
(3)茨P連・茨P安 主催(共催)	茨P連・茨P安の事業計画、定款等に基づいて行う活動。 ア 総会・役員会・理事会・専門委員会等の諸会合及びそれらの運営に関する業務への参加(事業計画打ち合わせ会等を含む) イ 各種研修会等への参加(日P・ブロック大会等も含む。) ウ 茨P連・茨P安を代表して参加する各種会合(他団体・機関の主催) エ その他茨P連会長・茨P安理事長が、特に委嘱した業務への参加(他県視察、他団体との連絡、交渉業務など) ※ 前記(ア～エ)に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路の往復中も含む。

- ※ 地区P連……茨城県内各地区P T A連絡協議会(各市町村P T A連絡協議会を含む。)
茨P連……茨城県P T A連絡協議会
茨P安……一般社団法人 茨城県P T A安全互助会

(共済金を支払わない場合)

第4条 当会は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、共済金を支払いません。

- (1) 共済契約者(注1)又は被共済者の故意又は重大な過失
- (2) 共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失。ただし、その者が死亡共済金の一部の受取人である場合には、共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- (3) 被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為
- (4) 被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故等
 - ア 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - イ 酒に酔った状態(注2)で自動車等を運転している間
 - ウ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- (5) 被共済者の妊娠、出産、早産又は流産
- (6) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動(注3)
- (7) 地震若しくは噴火又はこれらによる津波
- (8) 核燃料物質(注4)若しくは核燃料物質によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
- (9) 山岳登攀、ボブスレー、モトクロス、パラグライダー、その他これらに類する危険な運動によるもの
- (10) ウイルス性食中毒によるもの
- (11) 第6号から第8号までの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(12) 第8号以外の放射線照射又は放射能汚染

(注1) 共済契約者が法人である場合は、その理事又は法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

(注3) 群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

2 当会は、被共済者が頸部症候群(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、共済金を支払いません。

(注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(死亡共済金の支払)

第5条 当会は、被共済者が第3条(共済金を支払う場合)に規定する活動中に傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、以下のとおり共済金を死亡共済金として死亡共済金受取人に支払います。

P T Aの管理下においてP T A行事に参加している間に被った傷害の場合 共済金額の全額(注)

(注) 既に支払った後遺障害共済金がある場合は、共済金額から既に支払った金額を控除した額とします。

2 P T Aの管理下においてP T A行事に参加している間に突然死した場合は、共済金額の全額を死亡共済金として死亡共済金受取人に支払います。

3 死亡共済金受取人となる、被共済者の法定相続人が2名以上であるときは、当会は法定相続分の割合により死亡共済金を死亡共済金受取人に支払います。

4 第27条(死亡共済金受取人の変更)第5項の死亡共済金受取人が2名以上である場合は、当会は、均等の割合により死亡共済金を死亡共済金受取人に支払います。

(後遺障害共済金の支払)

第6条 当会は被共済者が第3条(共済金を支払う場合)に規定する活動中に傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害共済金として被共済者に支払います。

P T Aの管理下においてP T A行事に参加している間に被った傷害の場合

共済金額 × 別表1に掲げる割合 = 後遺障害共済金の額

2 前項の規定にかかわらず、被共済者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被共済者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、前項のとおり算出した額を後遺障害共済金として支払います。

3 別表1に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害に対しては、当会は身体の障害の程度に応じ、かつ、別表1に掲げる区分に準じ、後遺障害共済金の支払額を決定します。ただし、別表1の1.(3)、(4)、2.(3)、4.(4)及び5.(2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害共済金を支払いません。

4 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会は、その各々に対し、前3項の規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表1の7.から9.までに掲げる上肢(注1)又は下肢(注2)の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害共済金は共済金額の60%をもって限度とします。

(注1) 腕及び手をいいます。

(注2) 脚及び足をいいます。

5 既に身体に障害のあった被共済者が第3条(共済金を支払う場合)に規定する活動中に傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより別表2のいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応する別表1に掲げる割合を適用して、後遺障害共済金を支払います。ただし、既存障害(注)がこの共済契約に基づく後遺障害共済金の支払を受けたものである場合は、次の割合により後遺障害共済金を支払います。

加重された後の後遺障害の状態に対応する割合 - 既存障害(注)に対応する割合 = 適用する割合

(注) 既にあった身体の障害をいいます。

6 前5項の規定に基づいて、当会が支払うべき後遺障害共済金の額は、一共済期間に発生した事故について、共済金額をもって限度とします。

(負傷共済金の支払)

第7条 当会は、被共済者が第3条(共済金を支払う場合)に規定する活動中に傷害を被ったときは、別表3に定める部位症状別一覧に掲げる負傷共済金を被共済者に支払います。

(手術共済金の支払)

第8条 当会は、被共済者が第3条(共済金を支払う場合)に規定する活動中に傷害を被り、その直接の結果として、入院を伴う手術をした場合は、別表4に定める手術共済金を被共済者に支払います。

(疾病共済金の支払)

第9条 当会は、被共済者が第3条(共済金を支払う場合)に規定する活動中に発病し、又は毒性の強い虫、蛇等に刺され若しくは咬まれ、又は熱中症等により通院又は入院したときは、理事会の審査により金額を決定し、疾病共済金を支払います。

(入院共済金の支払)

第10条 当会は、被共済者が第3条(共済金を支払う場合)に規定する活動中に急激に心臓疾患、脳疾患を発症し、その直接の結果として入院したときは、一律3万円の入院共済金を被共済者に支払います。

(死亡の推定)

第11条 被共済者が搭乗している航空機又は船舶が行方不明となった場合又は遭難した場合において、その航空機又は船舶が行方不明となった日又は遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被共済者が発見されないときは、その航空機又は船舶が行方不明となった日又は遭難した日に、被共済者が第3条(共済金を支払う場合)に規定する活動中の傷害によって死亡したものと推定します。

(他の身体の障害又は疾病の影響)

第12条 被共済者が第3条(共済金を支払う場合)に規定する活動中に傷害を被った時、既に存在していた身体の障害若しくは疾病の影響により、又は同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害若しくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

2 正当な理由がなく被共済者が治療を怠ったこと又は共済契約者若しくは共済金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、第3条(共済金を支払う場合)に規定する活動中に被った傷害が重大となった場合も、前項と同様の方法で支払います。

(共済契約者の住所変更)

第13条 共済契約者が共済証書記載の住所又は通知先を変更した場合は、共済契約者は、遅滞なく、その旨を当会に通知しなければなりません。

(共済契約の無効)

第14条 共済契約者が共済金を不法に取得する目的又は第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結した場合には、共済契約は無効とします。

(共済契約の取消し)

第15条 共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者の詐欺又は強迫によって当会が共済契約を締結した場合には、当会は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を取り消すことができます。

(共済契約者による共済契約の解除)

第 16 条 共済契約者は、当会に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

(重大事由による解除)

第 17 条 当会は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

- (1) 共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が、当会にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- (2) 被共済者又は共済金を受け取るべき者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が、前 2 号の事由がある場合と同程度に当会のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

2 前項の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、次条(共済契約解除の効力)の規定にかかわらず、前項各号の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害に対しては、当会は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当会は、その返還を請求することができます。

(共済契約解除の効力)

第 18 条 共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

(共済掛金の返還—無効の場合)

第 19 条 共済契約が無効の場合には、当会は、共済掛金の全額を返還します。ただし、第 14 条(共済契約の無効)の規定により共済契約が無効となる場合には、共済掛金を返還しません。

(共済掛金の返還—取消しの場合)

第 20 条 第 15 条(共済契約の取消し)の規定により、当会が共済契約を取り消した場合には、当会は共済掛金を返還しません。

(共済掛金の返還—契約の解除の場合)

第 21 条 第 16 条の規定により契約が解除された場合、共済掛金のうちまだ到来していない共済期間にかかる部分について日割りにより算出した額を返還します。

(共済掛金の返還—その他)

第 22 条 共済掛金の返還において、振込手数料が返還すべき共済掛金を上回る等合理的な理由がある場合、当会は共済掛金を返還しません。

(事故の通知)

第 23 条 被共済者が第 3 条(共済金を支払う場合)に規定する活動中に傷害を被った場合は、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて 90 日以内に事故発生の状況及び傷害の程度を当会に通知しなければなりません。この場合において、当会が書面による通知若しくは説明を求めたとき又は被共済者の診断書若しくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

2 被共済者が搭乗している航空機又は船舶が行方不明となった場合又は遭難した場合は、共済契約者又は共済金を受け取るべき者は、その航空機又は船舶が行方不明となった日又は遭難した日からその日を含めて 30 日以内に行方不明又は遭難発生の状況を当会に書面により通知しなければなりません。

3 共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく第 1 項若しくは前項の規定に違反した場合、又はその通知若しくは説明について知っている事実を告げなかった場合若しくは事実と異なることを告げた場合は、当会は、それによって当会が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

(共済金の請求)

第24条 当会に対する共済金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

- (1) P T Aの管理下においてP T A行事に参加している間に被った傷害の場合又はP T Aの管理下において突然死した場合
 - ア 死亡共済金については、被共済者が死亡した時
 - イ 後遺障害共済金については、被共済者に後遺障害が生じた時又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ウ 負傷共済金、疾病共済金及び入院共済金については事故の発生の日
 - エ 手術共済金については事故の発生による負傷により入院をともなう手術を実施した日
- 2 被共済者又は共済金を受け取るべき者が共済金の支払を請求する場合は、共済金請求権の発生した日から90日以内に、別表5に掲げる書類のうち当会が求めるものを提出しなければなりません。
- 3 被共済者に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるべき被共済者の代理人がいなく、かつ、次の各号に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会に申し出て、当会の承認を得たうえで、被共済者の代理人として共済金を請求することができます。
 - (1) 被共済者と同居又は生計を共にする配偶者(注)
 - (2) 前号に規定する者がいない場合又は前号に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、被共済者と同居又は生計を共にする3親等内の親族
 - (3) 前2号に規定する者がいない場合又は前2号に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、第1号以外の配偶者(注)又は前号以外の3親等内の親族(注)法律上の配偶者に限ります。
- 4 前項の規定による被共済者の代理人からの共済金の請求に対して、当会が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けたとしても、当会は、共済金を支払いません。
- 5 当会は、事故の内容又は傷害の程度等に応じ、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者に対して、第2項に掲げるもの以外の書類若しくは証拠の提出又は当会が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会が求めた書類又は証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- 6 共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合は第2項、第3項若しくは前項の書類に事実と異なる記載をし、若しくはその書類若しくは証拠を偽造し、若しくは変造した場合は、当会は、それによって当会が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

(共済金の支払時期)

第25条 当会は、特別な事由がない限り請求完了日(注)からその日を含めて90日以内に、当会が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。

- (1) 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無及び被共済者に該当する事実
 - (2) 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無
 - (3) 共済金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過及び内容
 - (4) 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効又は取消しの事由に該当する事実の有無
- (注)被共済者又は共済金を受け取るべき者が前条第2項及び第3項の規定による手続を完了した日をいいます。
- 2 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会又は調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、当会は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、当会は、確認が必要な事項及びその確認を終えるべき時期を被共済者又は共済金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- (1) 第1項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による
捜査・調査結果の照会(注3)

180日

- (2) 第1項第1号から第4号までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 180日
- (3) 第1項第3号のうち、後遺障害の内容及びその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 180日
- (4) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における第1項第1号から第4号までの事項の確認のための調査 180日
- (5) 第1項第1号から第4号までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1)被共済者又は共済金を受け取るべき者が前条第2項及び第3項の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3)弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- 3 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が、正当な理由なくその確認を妨げ、又はこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、第1項又は第2項の期間に算入しないものとします。

(注)必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- 4 第1項又は第2項の規定による共済金の支払は、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者と当会があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(時効)

第26条 共済金請求権は、第24条(共済金の請求)第1項に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(死亡共済金受取人の変更)

第27条 共済契約締結の後、被共済者が死亡するまでは、共済契約者は、被共済者からの申出により死亡共済金受取人を変更することができます。

- 2 前項の規定による死亡共済金受取人の変更を行う場合には、共済契約者は、その旨を当会に通知しなければなりません。

- 3 前項の規定による通知が当会に到着した場合には、死亡共済金受取人の変更は、共済契約者がその通知を発したときにその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会に到着する前に当会が変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払った場合は、その後共済金の請求を受けても、当会は共済金を支払いません。

- 4 第1項の規定により、死亡共済金受取人を被共済者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被共済者の同意がなければその効力は生じません。

- 5 死亡共済金受取人が被共済者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡共済金受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡共済金受取人とします。

(注)法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

- 6 共済契約者は、死亡共済金以外の共済金について、その受取人を被共済者以外の者に定め、又は変更することはできません。

(共済契約者の変更)

第28条 共済契約締結の後、共済契約者は、当会の承認を得て、この共済契約に適用される共済約款に関する権利及び義務を第三者に移転させることができます。

- 2 前項の規定による移転を行う場合には、共済契約者は書面をもってその旨を当会に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(死亡共済金受取人が複数の場合の取扱い)

第29条 この共済契約について、死亡共済金受取人が2名以上である場合は、当会は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の死亡共済金受取人を代理するものとします。

2 前項の代表者が定まらない場合又はその所在が明らかでない場合には、死亡共済金受取人の中の1名に対して行う当会の行為は、他の死亡共済金受取人に対しても効力を有するものとします。

(訴訟の提起)

第30条 この共済契約に関して訴訟の必要性が生じた場合は、水戸地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

(共済金の削減)

第31条 特別な災害その他の事由により共済契約に係る所定の共済金を支払うことができない場合には、社員総会の議決を経て共済金の削減を行うことがあります。

2 前項の規定により、共済金の削減を行う場合は、共済契約者に対して、社員総会後速やかにその旨を通知します。

(準拠法)

第32条 この共済約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

附 則

この共済約款は、平成27年4月1日から実施します。

別表1 後遺傷害共済金支払区分表

1. 眼の障害

(1) 両眼が失明した場合【100%】

(2) 1眼が失明した場合【60%】

(3) 1眼の矯正視力が0.6以下となった場合【5%】

(4) 1眼が視野狭窄(正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう)となった場合【5%】

2. 耳の障害

(1) 両耳の聴力を全く失った場合【80%】

(2) 1耳の聴力を全く失った場合【30%】

(3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せない場合【5%】

3. 鼻の障害

(1) 鼻の機能に著しい障害を残す場合【20%】

4. 咀嚼(そしゃく)、言語の障害

(1) 咀嚼又は言語の機能を全く廃した場合【100%】

(2) 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残す場合【35%】

(3) 咀嚼又は言語の機能に障害を残す場合【15%】

(4) 歯に5本以上の欠損を生じた場合【5%】

5. 外貌(ぼう)(顔面・頭部・頸部(けい)をいう)の醜状(ひょうじょう)

(1) 外貌に著しい醜状を残す場合【15%】

(2) 外貌に醜状(顔面においては直径2cmの癍痕(はんこん)、長さ3cmの線状痕(せんじょうこん)程度をいう。)を残す場合【3%】

6. 脊柱(せき)の障害

(1) 脊柱に著しい変形又は著しい運動障害を残す場合【40%】

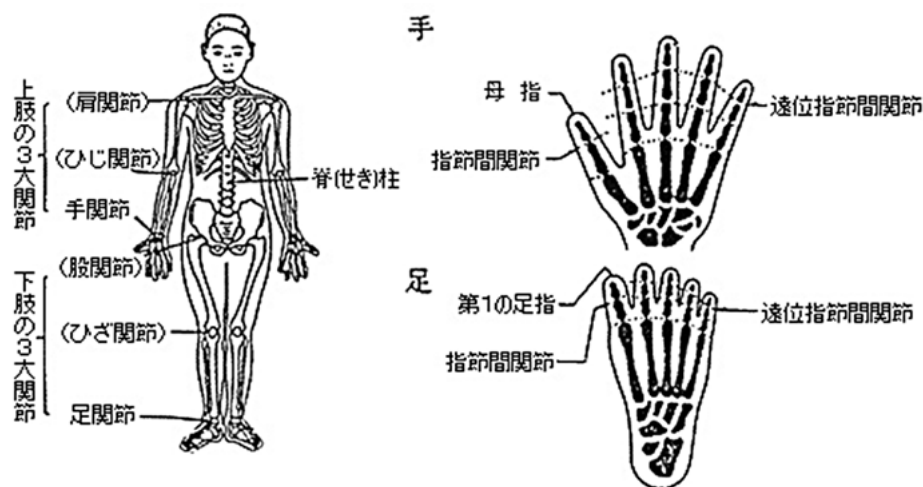
(2) 脊柱に運動障害を残す場合【30%】

(3) 脊柱に変形を残す場合【15%】

7. 腕(手関節以上をいう), 脚(足関節以上をいう)の障害
- (1) 1腕又は1脚を失った場合【60%】
 - (2) 1腕又は1脚の3大関節中の2関節又は3関節の機能を全く廃した場合【50%】
 - (3) 1腕又は1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合【35%】
 - (4) 1腕又は1脚の機能に障害を残す場合【5%】
8. 手指の障害
- (1) 1手の母指を指節間関節以上で失った場合【20%】
 - (2) 1手の母指の機能に著しい障害を残す場合【15%】
 - (3) 母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失った場合【8%】
 - (4) 母指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合【5%】
9. 足指の障害
- (1) 1足の第1の足指を指節間関節以上で失った場合【10%】
 - (2) 1足の第1の足指の機能に著しい障害を残す場合【8%】
 - (3) 第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失った場合【5%】
 - (4) 第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合【3%】
10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要する場合【100%】

(注1) 7.から9.までの規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

(注2) 関節等の説明図



別表2 第6条(後遺障害共済金の支払)第5項の後遺障害

1. 両眼が失明した場合
2. 両耳の聴力を全く失った場合
3. 両腕(手関節以上をいう。)を失った場合又は両腕の3大関節中の2関節若しくは3関節の機能を全く廃した場合
4. 両脚(足関節以上をいう。)を失った場合又は両脚の3大関節中の2関節若しくは3関節の機能を全く廃した場合
5. 1腕を失ったか、又は3大関節中の2関節若しくは3関節の機能を全く廃し、かつ、1脚を失ったか、又は3大関節中の2関節若しくは3関節の機能を全く廃した場合
(注1) 3.及び4.の規定中「手関節」及び「足関節」については別表1(注2)の関節等の説明図によります。
(注2) 3.及び4.の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

別表3 第7条(負傷共済金の支払)関係

負傷共済金給付額算出のための部位症状別一覧

部 位 \ 症 状		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
		骨折 脱臼	挫傷 捻挫 肉離れ	欠損 切断	挫創 切創	神経の 損傷・ 断裂	筋・腱の 損傷・ 断裂	頭蓋骨・ 眼球の 内出血・ 血腫 (皮下を 除く)	臓器の 損傷・ 破裂, 眼球の 損傷・ 破裂	熱傷	打撲 擦過傷
1	頭部	80,000	10,000		20,000	120,000		100,000		10,000	5,000
2	顔部 (眼球・歯を除く)	60,000	10,000	30,000	10,000	40,000				10,000	5,000
3	眼球 (視神経含む)				10,000	80,000		30,000	100,000		5,000
4	歯			20,000	10,000						5,000
5	頸部	80,000	10,000		10,000	120,000				10,000	5,000
6	腹部・胸部	60,000	10,000		10,000		60,000		80,000	10,000	5,000
7	背部・腰部 ・でん部	80,000	10,000		10,000	120,000	60,000			10,000	5,000
8	上肢 (手指を除く)	60,000	20,000	100,000	10,000	80,000	60,000			10,000	5,000
9	手指	30,000	10,000	50,000	10,000	30,000	30,000			5,000	5,000
10	下肢 (足指を除く)	60,000	30,000	100,000	10,000	30,000	60,000			10,000	5,000
11	足指	40,000	10,000	50,000	10,000	30,000	30,000			5,000	5,000

※ 症状に関して

- ・「骨折」には、不全(不完全)骨折[ひび]を含むが、軟骨の骨折は含まない。
- ・「脱臼」には、亜脱臼を含む。
- ・「挫傷」(例：うちみ)とは、外部からの衝撃によって皮下組織等が傷ついた状態を指し、皮膚に開放創がないもの。
- ・「挫創」「切創」は、皮膚に開放創を伴うもの。
- ・「筋・腱の損傷・断裂」には、靭帯の損傷・断裂及び半月板の損傷を含む。
- ・「神経損傷又は断裂」には、脊髄の損傷又は断裂を含む。

別表4 第8条(手術共済金の支払)関係

(注)手術共済金は、入院を伴うものに限ります。

1	重度	入院期間	1週間以上	40,000円
2	軽度	入院期間	1週間未満	20,000円

別表5 第24条(共済金の請求)第2項関係

共済金請求書類 ※ 詳しくは「一般社団法人茨城県PTA安全互助会事務局」にご相談ください。

(注)共済金を請求する場合は、○を付した書類を提出しなければなりません。

提出書類 \ 共済金種類	死 亡	後 遺 害	負 傷	手 術	入 院 (第9条に定め る疾病の場合)
1. 共済金請求書	○	○	○	○	○
2. 当会の定める傷害状況報告書	○	○	○	○	○
3. 領収書のコピー(※1)	○	○	○	○	○
4. PTA事業であることを証明する書類(※2)	○	○	○	○	○
5. 医師の診断書		○	△ ※3	○	○
6. 死亡診断書又は死体検案書	○				
7. 証明書(PTA会長, 校長の連名) (被共催者が掛金の納入を免れる者である場合その証明)	○	○	○	○	○

※1 病院等において診療を受け、入院を含め治療の内容の確認ができるものです。

※2 第3条(共済金を支払う場合)を証明する書類(PTA行事のお知らせ等)

※3 負傷共済金を請求する場合の「医師の診断書」は、部位症状による負傷の程度によって、当会から請求があった場合に提出していただくこととなりますので、共済金を請求する前に、「一般社団法人茨城県PTA安全互助会事務局」にご連絡願います。

一般社団法人茨城県PTA安全互助会見舞金規程

(平成26年12月6日理事会決定)

(総則)

第1条 一般社団法人茨城県PTA安全互助会は、この規程の定めるところにより見舞金を支払う。

(見舞金の支払)

第2条 この規程による見舞金の支払いは、一般社団法人茨城県PTA安全互助会共済規程に準じる。

(眼鏡見舞金)

第3条 PTA活動中、偶然の事故により所属会員等の所有する眼鏡(コンタクトレンズについては長期使用型に限る。)が破損した場合は、その修理費として2万円の範囲内で実費相当額を支払う。

(香料見舞金)

第4条 会員(園児、児童及び生徒を含む。)が死亡したときは、その起因の如何にかかわらず、1万円の香料見舞金を支払う。

(賠償見舞金)

第5条 PTA活動中、その管理運営上の不備により事故が発生し、園児、児童、生徒、その他第三者の身体、財物等に傷害又は損害を与えた場合は、本会が加入する引受損害保険会社との契約に基づき、次のとおり賠償見舞金を支払う。

契約保険金額の内容

- ① 対人賠償 1事故につき2億円を限度とする。
- ② 対物賠償 1事故につき500万円を限度とする。

2 賠償見舞金の可否及び給付額の決定は、引受損害保険会社の契約約款による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。